

豊川水系設楽ダム建設事業環境影響評価準備書に関する関係市町長意見

新 城 市 長
設 楽 町 長



新企 ～ 13・2・1
平成18年11月16日

愛 知 県 知 事 殿

新 城 市 長 穂 積 亮 次



豊川水系設楽ダム建設事業環境影響評価準備書の市長意見について（回答）

このことについては、別紙のとおりです。

連絡先 新城市役所企画課（原田）
電話 0536-23-7620（直通）



平成18年11月16日

準備書についての意見書

準備書の名称 : 豊川水系設楽ダム建設事業の環境影響評価準備書

(環境影響評価準備書について環境保全の立場からの意見)

豊川は、全国でも最も水質に恵まれ、自然環境も豊かな河川です。その清流を守りながら、必要とされる治水上の安全性を確保しつつ、生物の良好な生息・生育環境ひいては地域住民の良好な生活環境を守っていくことがわれわれに課せられた責務です。

設楽ダム建設事業について、直下の住民を持つ新城市といたしましては、事業による環境に対する影響について心配する声が大きなものになっているため、流域住民の意見を十分に聴取し、慎重を期して実施することが重要だと認識しています。以上の観点から、下記のとおり意見を列挙します。

記

- 1 ダムによる環境への影響が社会的に注目されています。下流河川の環境を配慮したダムの運用をお願いします。
河川環境は、出水による河川の攪乱や流動変動など河川そのものがもつダイナミズムとその環境下で形成される自然環境に特徴があるため、河川の管理においては、河川流量だけでなく、どのような流動変動があるかという観点からの検討をお願いします。
- 2 河川環境のうち、水質は水量とも関連して生物の生息・生育環境、人と自然と触れ合うことのできる環境等を踏まえたうえでの慎重な検討をお願いします。
また、水質に係る環境影響の解消のために設置する曝気循環設備、選択取水設備及び導水路の設置だけでなく、有効な手段があれば採用するよう前向きな姿勢で取り組んでください。
- 3 豊川の渇水時の河川流量を確保し、大野頭首工直下流域地点における流量増加に努め、瀬切れを防止するとともに流水の清潔の保持に十分注意してください。
- 4 環境影響評価の調査対象区域は、新城市布里地点までとなっていますが、自然環境への影響について、当市のダム直下流域の住民の心配を取り除くよう十分な説明を行うとともに、その結果を住民に周知してください。
また、豊川流域全体の共存・共栄に相互に影響がある三河湾の環境保全に向けた調査検討に対して積極的に取り組んでいただきたい。

- 5 動植物の良好な生息・生育環境をできるだけ改変しないようにし、改変せざるを得ない場合においても、最低限の改変にとどめるとともに良好な環境が維持できるような措置を講じてください。
- 6 種子植物・シダ植物、付着藻類及び蘚苔類等植物の環境保全措置の検討結果は「移植による」としていますが、移植の事例は少ないものもあるため、試験実施・実証を十分に行ったうえで実施してください。
また、「移植」の効果について継続的に調査をし、結果についての説明周知に努めてください。
- 7 生態系の上位種であるクマタカとしてクマタカ等の生息環境への影響については、営巣環境や狩場環境が土地の直接改変により影響を受けることなどに心配の声があることから、以下の点について事業実施中に十分注意して対策を講じるとともに、実施後の継続的な調査を行うなど適切な対応をお願いします。
環境の変化に敏感な絶滅危惧種クマタカは、環境改変（ダム・付け替え道路など）により、営巣環境の改変がなくても、ダムによる水没で餌場を失い、食料不足などで被害を受ける可能性があります。
また、絶滅危惧種（愛知県）のアカショウビンの渡来地・繁殖地として古くから知られており、カエルやサワガニ・水生昆虫・魚などの生息する溪流や水田の餌場を失うことが考えられます。
- 8 ネコギギは、国指定の天然記念物であり、その生息・生育環境を守ることは将来の日本を守ることになり、国民の責務であると考えます。ネコギギの生態はまだ十分にわかっていないので、専門家の指導・助言を得ながら、確実な環境保全措置を講じてください。
- 9 豊川（旧寒狭川）は、清流として名高く、アユ・ヤマメ等溪流釣りのメッカとして、全国に名を馳せた地域住民誇りの川であり、住民生活と密着して人々の生活を支えてきた川です。アユやアマゴ等については、経済項目であるため本環境影響評価の対象としないということですが、環境影響評価とは別に調査し、極力影響が少なくなるような対処をお願いします。
- 10 ダム建設は、建設地の上流域だけの問題ではなく、流域全体で考えるべき大切な問題です。当市では、既存のダム建設の影響を経験している地区もあり、住民からダム事業への大きな不安の声も聞いていますので、日常的な河川管理や河川環境のための計画づくりへの住民参加を進め、豊川流域一体となった共同管理を進めてください。

最後に、水没予定地では以前から継続的に説明が行われてきたところですが、比べて当市の直下流地区への説明は少なかつたと思います。水没地中心の説明にならざるを得なかつたことは理解できますが、この地域の活性化を重視し、不安を和らげるような説明をしてください。

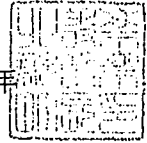
また、事業の実施を通じて、随時情報を提供するとともに、必要に応じて住民説明会を開催するよう要望します。



18設ダ第 45 号
平成18年11月15日

愛知県知事 神田 真秋 殿

設楽町長 加藤 和年



豊川水系設楽ダム建設事業環境影響評価準備書について（回答）

平成18年9月8日付18環活第149-4号で照会のありましたみだしのことについては、別紙のとおり環境の保全の見地からの意見を提出します。



環境の保全の見地からの意見

豊川水系設楽ダム建設事業に係る環境影響評価準備書について、環境影響評価法第20条第2項の規定に基づき照会がありました環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

平成18年11月15日

設楽町長 加藤 和年



設楽町は、県内でも豊かな自然を有し、貴重な動植物も見られる地域のひとつでもあり、豊かな自然を基盤とした生活が営まれています。

こうした豊かな自然環境や地域資源の保全と利用、また町民の安全安心を優先する視点から意見を述べます。

記

1 全般的事項

(1) 町民から、環境への影響を心配する声が多く寄せられている。今後も、これらの不安を払拭するための情報提供や地域住民との合意形成を十分に図ること。

また、事業の実施にあたっては、事前に地域住民に十分説明を行うとともに、地域住民の要望、苦情等に適切に対処するよう窓口を明確にすること。

(2) 現時点では想定していない事項や環境への影響を及ぼす要因が判明したときや、新たな知見が得られた場合には、関係機関と協議し必要な措置を講じること。

(3) 設楽ダムの建設には長期間を要するとされている。これにより設楽ダム周辺は、巨大な工事現場となり、生活道路の分断や工事車両の通行による町民の安全・安心対策が重要になることを踏まえ、万全の対策を講じること。

(4) 環境影響評価書の作成にあたっては、準備書に対する環境の保全の見地からの住民等の意見に適切に対応するとともに、分かりやすい内容となるよう努めること。

また、今後の調査結果などについて、積極的継続的な情報発信を行うこととし、資料展示施設などの適切な手段を講じること。さらに、工事や対策の実施状況などについてリアルタイムの情報提供を含め、住民への周知に務めること。

2 大気質

- (1) 川向集落の工事の実施に伴う降下ばいじんの寄与量は、参考値を上回ると予測され、この影響を低減するための環境保全措置を取ることとしているが、工事の実施にあたっては、川向地区に限らず最新の知見や工法を活用するなど、さらなる低減に務めること。
- (2) 集落などの近傍における工事の実施にあたっては、夜間作業、早朝作業をできる限り避けるとともに、十分な環境対策を講じること。また、工事計画等について地域住民への事前の広報など周知を図ること。
- (3) 工事用車両のタイヤ洗浄を行い、工事用車両の運行によって発生する粉じん等を低減すること。また、工事により発生する裸地の早期緑化等を行い、裸地から発生する粉じん等を防止又は低減すること。
- (4) 集落などの近傍における建設機械の稼働や工事用車両の運行による環境への影響を低減するため、工事の実施にあたっては、より負荷の少ない機材、工法を採用すること。

3 騒音、振動

- (1) 建設機械の稼働に係る騒音及び工事車両の運行に係る騒音の予測結果及び環境保全のための検討において、騒音レベルの予測結果が基準値に近いことから、工事の実施にあたっては、最新の工法を検討し十分な環境対策を講じること。
- (2) 集落などの近傍における工事の実施にあたっては、夜間作業、早朝作業をできる限り避けるとともに、十分な環境対策を講じること。また、工事計画等について地域住民への事前の広報など周知を図ること。
- (3) 建設作業による振動は、規制基準を超えないレベルでも敷地境界付近では感じることがあるため、工事計画等については事前に地域住民に十分周知を図ること。
- (4) 集落などの近傍における建設機械の稼働や工事用車両の運行による環境への影響を低減するため、工事の実施にあたっては、より負荷の少ない機材、工法を採用すること。

4 水質

- (1) 環境影響評価準備書に記載した環境の保全のための措置を確実に実施し、本事業の実施に伴う、水質汚濁が発生しないよう十分配慮すること。
- (2) 降雨に伴い発生する濁水は、土質、工事場所、工事エリア及び降雨量等により水量が異なり、水質が悪化することがあるため、工事の実施に際してはあらかじめ適切な処理施設の能力、管理基準、発生汚泥の処理方法等を検討するとともに、処理施設の適正管理を実施すること。

- (3) ダム下流では、観光、レクリエーション、漁業、上水などの水利用、水面利用が行われている。貯水池及び下流河川のより良い水質を維持するために、噴水設備などによる更なる水質保全対策を行うこと。

5 動物、植物、生態系

- (1) 今後とも動植物の貴重種の確認に鋭意努めるとともに、新たな動植物の重要種が確認された場合は、工事の実施において、これらの種の生息、生育環境に対する影響が最小限となるよう適切な措置を講じること。
- (2) ダム周辺の道路の設置にあたっては、水辺から樹林地への連続性が多様な生態系を創出する場となり得ることを考慮し、できる限り動物の移動分断を生じさせないような構造に配慮すること。
- (3) ダムが設置されることにより、下流域の河川流況が平準化されることで、現況の河川及びその周辺における生息環境及び生育環境の変化が想定されることから、ダムの管理にあたっては、下流の生態系への影響をより小さくできるよう、管理運用方法を検討すること。
- (4) 豊川及び境川の貯水池上端部の堆砂による典型性（河川域）の予測において、貯水池上流端部に堆砂地が形成された場合、冠水日数が多い箇所は自然裸地となり、冠水日数が少ない箇所は植生が繁茂することから、「溪流を流れる川」の環境が維持されるよう、適切な管理を行うこと。

6 景観

- (1) ダム周辺の整備は、掘削法面への植生の復元や、周辺の施設や建物の形状の工夫などにより、周囲の自然地形に馴染んだ風景となるよう努めること。
また付替道路の橋梁、トンネル坑口等の形態、デザインや色彩等の検討にあたっては地域住民の意見も聞くなど、積極的に地域の景観形成に努めること。
- (2) 貯水池の水位変動域及びその周辺区域においては、枯木、雑草の繁茂、害虫の発生また洪水時における上流からの漂流物の集積、堆砂等により景観の悪化や悪臭等の発生等の環境影響が懸念されるので、適切な管理を行うとともに、それらを防止するためダム湖周辺の整備を行うこと。
また、流木の対策とともに、伐採木などの森林資源の有効利用について検討を行うこと。

7 人と自然との触れ合いの活動の場

- (1) 東海自然歩道の迂回路として既存の道路の活用にあたっては、歩行者の安全が確保されるよう必要な対策を講じること。
また、東海自然歩道の供用後の環境保全措置としてのルートの設定にあたっては、自然歩道の機能や歩行者の安全が確保されるよう、水没しない自然歩道区間の活用や歩道整備を含め検討すること。

- (2) ダム供用後は、ダムの堤体及び貯水池の存在する区間については、従来の釣り、デイキャンプ、水遊び等の活動の場は消失するが、貯水池が新たに出現することにより、その周辺の利用による人と自然との触れ合い活動の場の出現が期待される。ダム湖周辺の環境整備計画等において、地域の計画と整合を図りつつ、ダム湖の親水性、ダム湖の景観またダム湖周辺の樹林を利用した新たな人と自然との触れ合いの活動について、今後検討を行うこと。

8 廃棄物等

- (1) 廃棄物等について、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、伐採木の処理については、適正に処理されること。また、伐採木については有効利用を行うとともに林業振興に寄与できるよう検討すること。

- (2) 事業の実施にあたっては、工事関係者等による一般廃棄物について、適切に処理すること。

9 その他

- (1) 地元で注目度の高い種であるアユなどの魚類に対して、ダム建設に伴う自然環境改変により考えられる生息環境への影響に関して、事業の前後に十分な調査を行うこと。

- (2) ダム湖の出現に伴う局地的気象の変化について、今後とも周辺における気象観測を継続し、実態を把握すること。なお、ダム完成前後の年間の霧発生日数等を把握し情報の収集に努め、影響を検討すること。